

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童・生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童・生徒たちが意欲をもち、安心して学校生活を送るよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和5年8月

北海道室蘭養護学校

I いじめ防止のための基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- 全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめ問題に関する児童生徒の理解を深めること
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準からはずれた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策会議」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

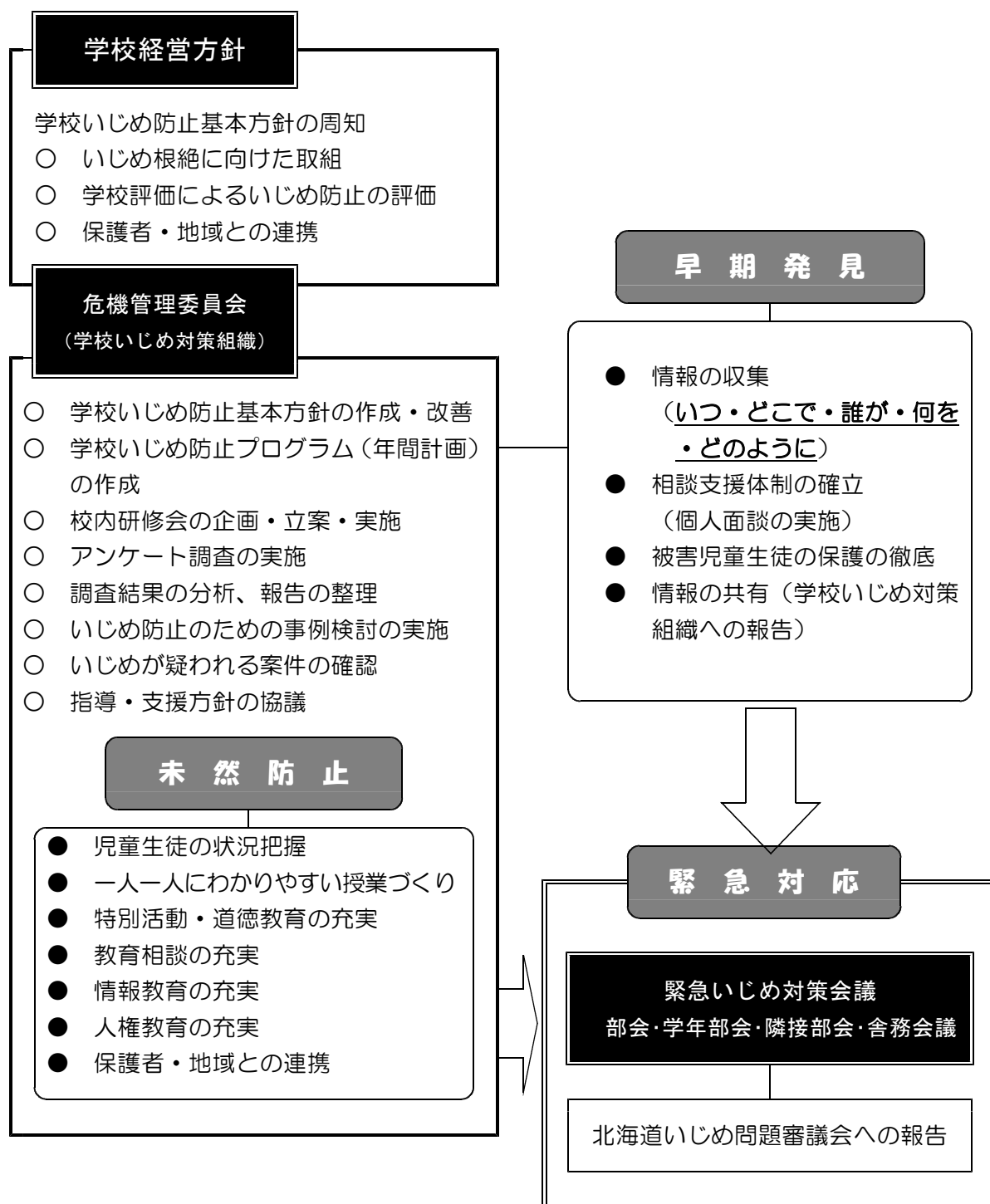
いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策会議」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

※いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

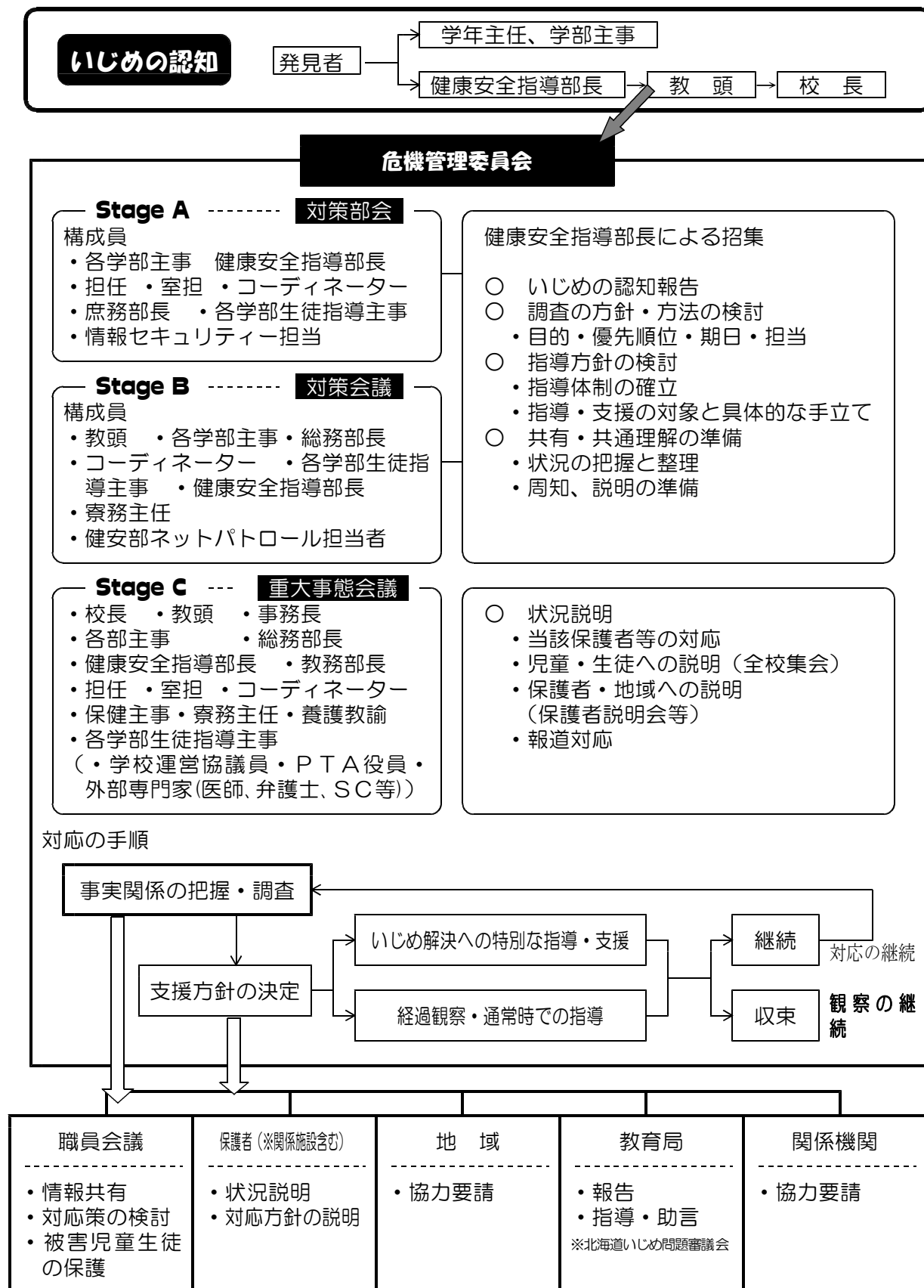
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 緊急時の組織対応

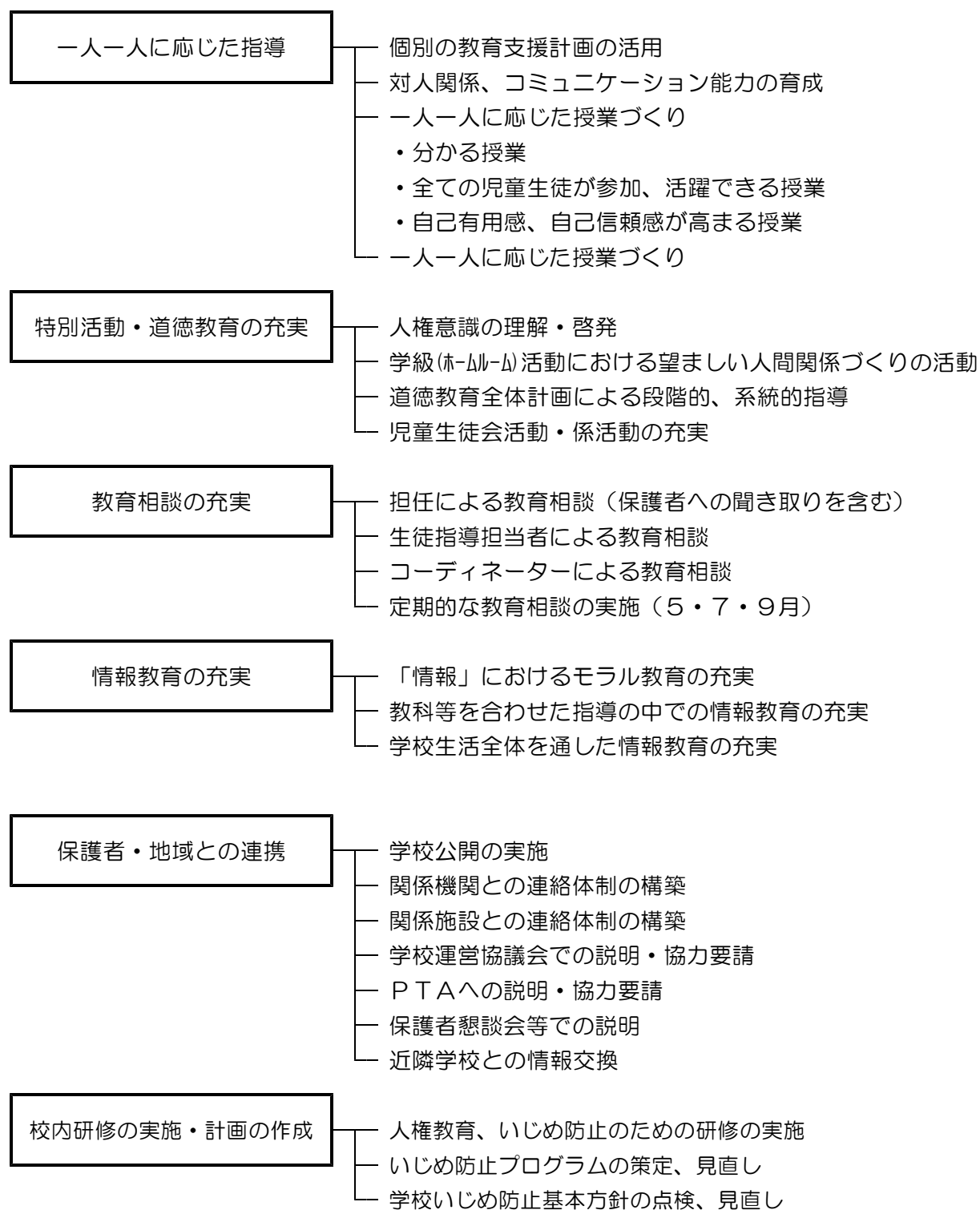
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童・生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感及び規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



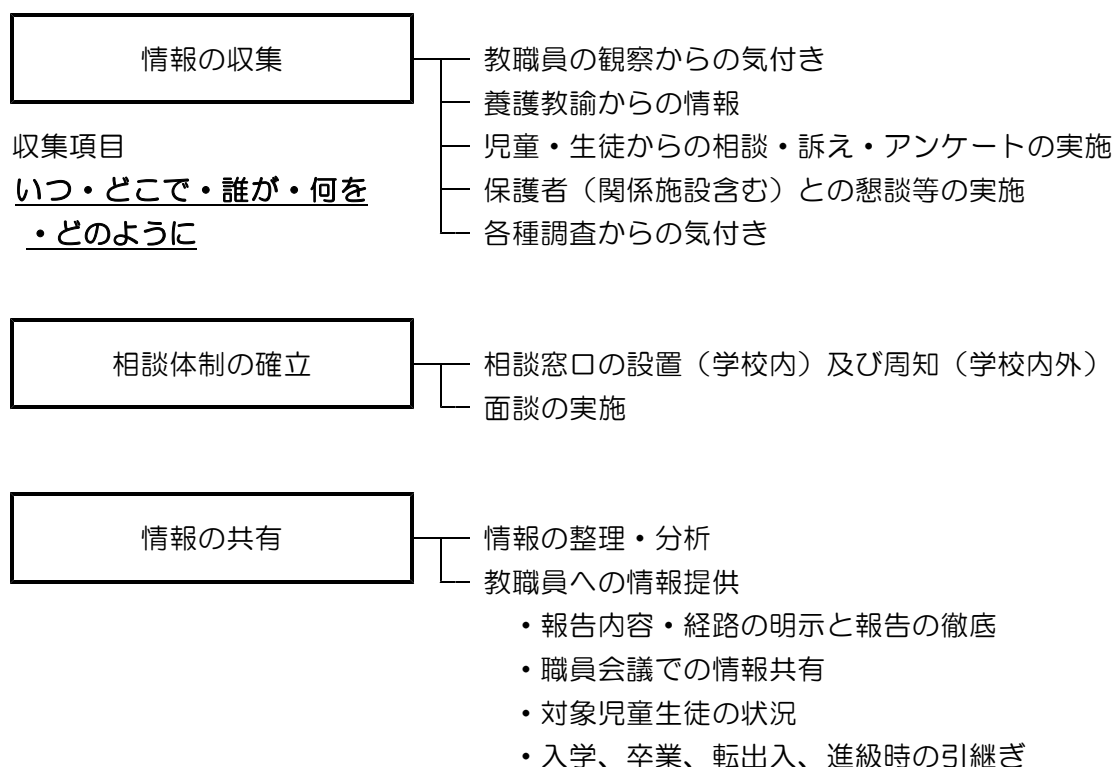
IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童・生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

1

- (1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- (4) アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (5) アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

2



いじめの防止や事案対処等のための取組	職員名
☑	チェック項目
☐ 自校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。	
☐ 法や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。	
☐ どんな理由があってもいじめは許されないことを理解している。	
☐ いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な児童生徒に対する個人面談を速やかに実施している。	
☐ いつでも、児童生徒からの問い掛けに対し、丁寧に対応している。	
☐ 連絡帳や生活ノート等の内容を確認している。	
☐ 授業において、児童生徒の一人一人の様子をよく観察している。	
☐ 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく声を掛けている。	
☐ 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく役割などを与えている。	
☐ 児童生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。	
☐ 休み時間や清掃時間等は、児童生徒の中に積極的に入り、観察に努めている。	
☐ いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「学校いじめ対策会議」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応できるようにしている。	
☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。	
☐ 児童生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。	
☐ 様子が気になる児童生徒の情報を教職員間で共有している。	
☐ 養護教諭と積極的に児童生徒の様子等について情報共有している。	
☐ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと児童生徒の様子等について情報共有している。	
☐ 児童生徒の発達の段階を踏まえて、いじめは絶対に許されない行為であることを計画的に指導している。	
☐ いじめを受けたり、見聞きしたりした場合には、必ず教職員に相談することを指導している。	
☐ 児童生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。	
☐ 学級通信や保護者との懇談などの機会を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。	
☐ いじめ等の相談を受け付ける窓口を児童生徒や保護者に対し周知している。	
☐ 児童生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。	
☐ 児童生徒の身体の傷やあざの有無を含め体調に気を配っている。	
☐ 給食の際の配ぜんの様子や、食べ残し等に気を配っている。	
☐ 教室の整頓を心掛け、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。	
☐ 心配な児童生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡を取っている。	

V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。
- 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。
- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者等への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者・関係施設に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 保護者の不安や苦悩に対して気持ちに寄り添い、理解に努める。
- 親子のコミュニケーション（保護者）、家庭的な雰囲気づくり（関係施設）を大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者等の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者等の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 北海道いじめ問題審議会や教育局、関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(2) 医療機関との連携（学校医等）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

(3) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(4) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者等への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラー等の派遣要請

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリングへの協力
- 保護者による情報端末使用時の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付や研修の実施

イ 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習（探究）における時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動等における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

- ネット社会についての講話（防犯）の実施

エ 警察との連携

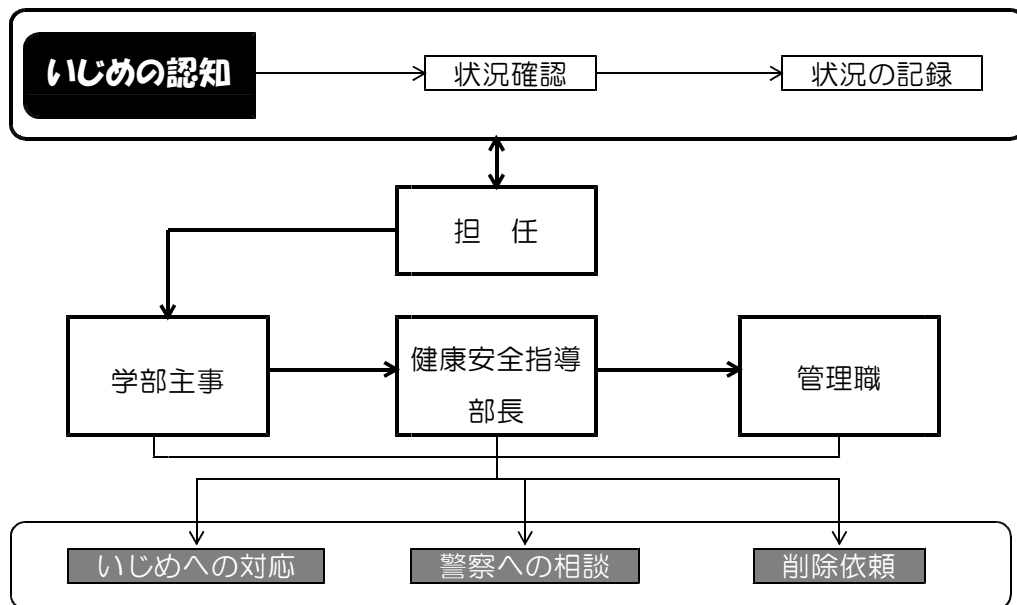
- インターネット上のトラブル防止教室の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 児童・生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、胆振教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題審議会）に協力する。

(1) 重大事態に関わる調査の目的

事実関係を明確にするための調査を行い、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどんな問題があったか、学校・教職員がどんな対応をしたかなどを可能な限り明確にする。

道教委や学校が事実に向き合い、同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を直接の目的としていない。

(2) 調査の流れ

ア 学校は、道教委を通じて、重大事態の発生を、知事に報告する。

イ 重大事態の発生の報告を受け道教委は、附属機関である「北海道いじめ問題審議会」に調査部会を設け調査を行い、調査結果を知事に報告する。

ウ 知事は、附属機関である「北海道いじめ調査委員会」で調査結果に対する再調査を実施し、調査結果を道議会に報告する。

※ いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立があった場合、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたらなくてはならない

【参考資料】学校において生じる可能性がある犯罪行為等について ※文部科学省HPより

1 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

(1) 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。

(2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

2 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

いじめの態様	関係する刑法及び罪名
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	刑法第208条 暴行 刑法第204条 傷害
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	刑法第208条 暴行
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	刑法第223条 強要 刑法第176条 強制わいせつ
金品をたかられる。	刑法第249条 恐喝
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法第235条 窃盗 刑法第261条 器物損壊等
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	刑法第222条 脅迫 刑法第230条、231条 名誉毀損、侮辱
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	刑法第222条 脅迫 刑法第230条、231条 名誉毀損、侮辱
	児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条 児童ポルノ提供等